

平成27年6月12日

答申第551号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「25年度第3四半期業務報告に記載されている満足度調査(公開番組、イベント)93件の放送局別の件数、結果値」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、満足度調査は、放送局ではなく、公開番組・イベント単位で実施している。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年6月12日(第218回審議委員会)

第565号諮問、審議、答申